

# ☆ 戦時統制経済研究に不可欠の基本資料を復刻！

「国家総動員法」(昭和13年4月公布)から三年、司法省は「経済月報」を創刊する。この法律は十五年戦争下の戦時統制の基本的法規であり、本法に基づき数多くの省令・告示・訓令が出されあらゆる面で国民の生活を統制する。「経済月報」は、その運用の記録であり、いわゆる「経済検査」の実態を示す資料である。国家総動員体制の具体的姿を見ることが出来る。—— 不二出版

司法省刑事局 編 [昭和16年～昭和23年刊]

# 経済月報

[新経済月報を含む] 全21巻・別冊1

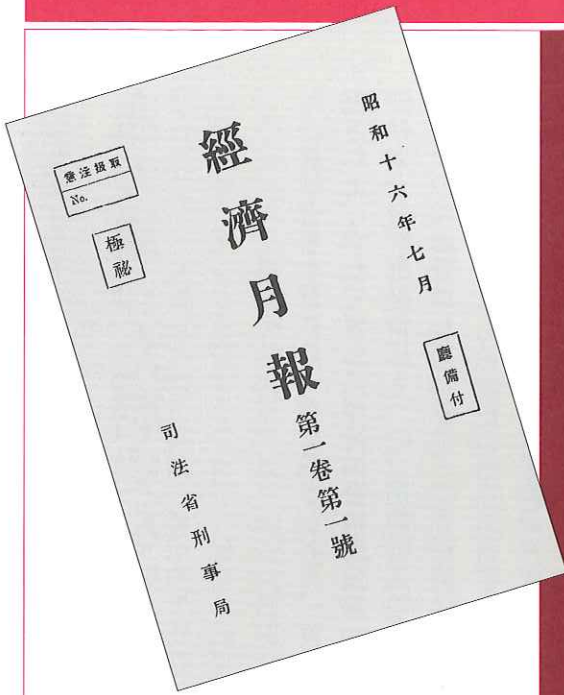
●復刻版概要——A5判・上製本・総頁数10、800頁

●刊行予定——

第1回配本——第1巻～第5巻	——2002年6月
第2回配本——第6巻～第10巻+別冊	——2002年11月
第3回配本——第11巻～第15巻	——2003年6月
第4回配本——第16巻～第21巻	——2003年11月

●解題——①西田 美昭 ②荻野富士夫

●揃本体価格——全21巻・別冊1 420、000円+税





# 血の通った歴史を知る貴重な資料

中村 政則 ● 神奈川県立大学教授

一九三七年七月に日中全面戦争が勃発、直ちに輸出入品等臨時措置法、臨時資金調整法が制定された。そして翌三八年に国家総動員法が公布された。この戦時三法の施行をもって日本経済は完全な統制経済に入った。国内の人的・物的資源は戦争目的のために総動員され、軍需産業中心の戦時経済に移行した。この経緯は日本経済史の本なら必ず書いてある。

しかし、そのころの庶民の生活や姿を思い浮かべても、明確な像は結べない。このたび復刻・刊行された『経済月報』新経済月報』は、日中・太平洋戦争から敗戦直後にいたる「経済犯罪」の実態をあらゆる角度から伝えている。厳しい配給統制の中で、人々は食料品、衣料品、台所用品などの生活必需品を闇買いした。日米戦争が近づくと、銀行が支払い停止を行うかも知れないとの噂がたち、自己の預金を必死にまもる庶民の姿が浮かび上がってくる。巡査による米の摘発で、父親が子供を殺し自分も投身自殺したという悲惨な記事もある。敗戦後も「空腹ニッポン」だった。戦前からの統制経済は依然続いており、都会の人々は農村への買出し、闇市などで飢えをしのいだ。一読して「こんなことがあったのか」という驚きを感じる。経済犯罪を取り締まる警察と庶民や業者との「攻防」の姿をこの資料集はビビッドに伝えている。血の通った歴史を知る貴重な資料集だ。

# 「経済検察」の実態を知るために

原 朗 ● 東京国際大学教授

統制は統制を呼び、統制は闇を生む。輸入統制を始めればそれは直ちに物資統制におよび、物資の配給統制は価格統制を呼ぶ。公定価格による価格設定の背後で、さまざまな形の闇価格が生まれ出る。資金統制は設備資金のみでなく運転資金にも及び、労務統制は賃金統制を呼ぶ。利潤統制が問題となり、地代や家賃が統制される。それまで基本的には市場で自由に行われていた経済活動の上に、何重もの統制法令が設定される。それまでは合法的であった経済行為が、統制法令に縛られたとたんに行き止まりとならざるを得なくなる。法令違反を取り締まるために「経済警察」が必要となり、取締りが強化されるたびに新種の脱法行為が發明され、それらを摘発するために「経済警察」はさらに強化される。違反者として摘発されたものは司法により裁かれて罰を受け罪人となる。内務省の地方局・警保局、陸軍省の軍務局、大蔵省の主計局などならんで、司法省刑事局を中心とする司法機構は、戦前日本の政治経済を司る官僚機構の中で非常に重要な位置を占めていた。左翼の取締りから右翼の取締りへ、そして経済活動の取締りへ。国家総動員の二環としてこの「経済警察」の分野が無視できない重要性をもっていることを指摘するために、かつて私は『現代史資料』の一部に史料を取録したことがあったが、今回の『経済月報』復刻により、体系的な把握ができるようになったことは誠に喜ばしく、強く推薦するものである。

# 「国家総動員法」の統制経済への具体的運用を見る

由井 正臣 ● 早稲田大学教授

日中戦争の開始から、アジア太平洋戦争の終結に至る、いわゆる戦時下において、国民はあらゆる面で圧迫され、統制され、戦争の末期には国民の生活は完全に破壊していったことはすでに多くの研究によって明らかである。

この国民生活を律していた根本法規が、一九三八年(昭和十三年)公布の「国家総動員法」であり、この法律を基に、勅令・省令を制定し、戦時の経済をあらゆる面で統制していた。一九四一年(昭和十六年)七月、司法省刑事局から創刊された『経済月報』は、いわゆる「経済司法」による戦時下の統制経済の運用を記録するとともに、膨大な経済犯罪を通して国民生活の実相を浮きぼりにする。

今回、不二出版から復刻出版される『経済月報』は、戦時下の経済犯罪の推移と、統制経済の実態を検証しうるばかりでなく、戦後の『新経済月報』をも含み、戦時下の国民生活が「国家総動員法」が廃止された戦後の数年間まで継続して国家統制下にあったことを示していると言えよう。

目次 (第二巻)	
発行の辭	各検事局経済事件情勢報告
調査	一、統制経済法令の概観(調査一)
	二、全国統制犯罪情勢(調査二)
	三、昭和十六年一月経済事件情勢報告
	東京府地方裁判所検事局
	甲府地方裁判所検事局
	長野地方裁判所検事局
	三

一、本報掲載の資料に付ては新舊(リビリ)にして迅速な提供を立前に反する分があるが之は第一號として従来保存されてきた資料整理の爲であるから御了承願ひたい。追々進行の尖端に運ぶ様にした。二、本報は全部騰備付として私有を禁じた。其の應の資料として後任者の爲嚴重に保存して頂きたい。紙の不足の折柄斯る措置も亦已むを得ないにより是非御協力願ひたい。三、本報は其内容に鑑み厳密の取扱をなすべきは申すまでもない。

昭和十六年七月

司法省刑事局

今や我が国内外の時局は未曾有の急進を示し高度國防力の養成は焦眉の急務となつた。此の時局は國防経済の第一環として経済犯罪の重大な任務に任ずる我が司法部の任務は尤も重大なるものがある。宜しく地三三の経験を踏みながら統制に共の全機軸を發揮して遂に経済犯罪の根絶を期し國防經濟の完成に資せなければならぬ。此の重大なる任務を擔任する我が所屬経済裁判及び経済検察は未だ三歳の幼童であつて其の完全なる生長は之を將來に期せねばならぬ。然し乍ら當面の時局の緊迫は將來より今日の一を必要とし本報による遂報を許し得ざる實情に在る。唯從來の諸問題及資料と適なる情報を礎として中央地方諸機関の一種となり過渡的ののみである。茲に於て資料及情報の整理提供に必要となるのであつて從前開示されてきた経済資料を案同様に於て此の際に整理提供し得るに必要であつたのは尤も宜なる事である。

斯る事態に鑑み今同當刑事局より『経済月報』を發刊する事とした。其の目的として居る處も既に以上の記述により自ら明瞭であるが簡潔に再言すれば経済犯罪の發見及摘發に資せんが爲迅速に情報及資料を整理提供すると共に中央地方の連絡を密接ならしめんとするに在る。

其の内容形式は一應次の如き配列を採つた。

調査

此の項には各検事局に必要なる事項を調査して掲ぐることにした。

各検事局経済事件情勢報告

此の項には各検事局より一週に一回の経済事件情勢報告を載すことにした。凡ての報告を載すを理想とするも紙数の制限により當局にて適宜取捨選擇することにより御了承願ひたい。

統制経済法令の概観

此の項には統制経済法令に関する立案趣旨及條文の當局解説を載すことにした。

此の項には統制経済事件に関する第一審第二審及大審院の裁判判決例を紹介することとし、本項には當局及大審院裁判部の統制経済法令の質疑に對する回答及参考資料を掲載することとした。

統制経済法令の整理

此の項には統制経済法令の整理参考資料を載すことにした。

統制経済法令に關する各省通譯

此の項には統制経済法令に關する各省通譯を載すことにした。

昭和二十一年四月

應 備 付

## 新經濟月報 第一卷第一號

司法省刑事局

取扱注意

極 秘



經濟統制法令一覽表 (昭和十六年五月編)

事變發生前

昭和十二年

昭和十三年

昭和十四年

昭和十五年

昭和十六年

貿易統制

輸出振興

資本逃避防止法(昭和七年)  
外國爲替管理法(昭和八年)  
貿易調節及通商保護法(昭和九年)  
貿易調節及通商保護法(昭和九年)  
輸出補償法(昭和五年)  
輸出補償法(昭和五年)  
外國爲替管理法(昭和八年)

貿易組合(法八、七四)  
貿易及關係産業(法八、七三)  
輸出入品等臨時措置法(九、九〇)  
臨時輸出入許可規則(九、三〇)

輸出品用原材料(三〇、二〇六)  
承認品交付規則(三〇、二〇七)  
輸出品用原材料(三〇、二〇六)  
輸出品用原材料(三〇、二〇七)  
輸出品用原材料(三〇、二〇七)

關東州滿洲國中華民(九、二〇三)  
關東州滿洲國中華民(九、二〇三)  
關東州滿洲國中華民(九、二〇三)

輸出資金及輸出品製造(四、八八)  
資金融通損失補償法(四、八八)  
南洋ニ對スル貿易(二、二五九)  
調整ニ關スル(二、二五九)

外國爲替管理法(改正)(八、一三)  
貿易統制(全編)(五、一八)

爲替統制

爲替維持

爲替維持法(昭和八年)

爲替維持法(八、五九)  
爲替維持法(八、五九)  
爲替維持法(八、五九)

日本運金振興株式會社(三、二六)  
爲替維持法(八、五九)  
爲替維持法(八、五九)

臨時金地金買上規則(六、二九)  
臨時金地金買上規則(六、二九)  
臨時金地金買上規則(六、二九)

增產金買上規則(六、二九)  
增產金買上規則(六、二九)  
增產金買上規則(六、二九)

外國爲替管理法(改正)(八、一三)  
國民貯蓄組合(法三、一六)

金融統制

資金獎勵

資金獎勵法(昭和六年)

臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)

國內資金調查規則(六、一四)  
國內資金調查規則(六、一四)  
國內資金調查規則(六、一四)

價格統制(九、七〇)  
價格統制(九、七〇)  
價格統制(九、七〇)

銀行等資金運用(六、八二)  
銀行等資金運用(六、八二)  
銀行等資金運用(六、八二)

臨時農地等管理(全編)(三、一四)  
臨時農地等管理(全編)(三、一四)  
臨時農地等管理(全編)(三、一四)

物價統制

價格抑制

米穀統制法(昭和二年)  
米穀統制法(昭和二年)  
米穀統制法(昭和二年)

臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)

價格統制(九、七〇)  
價格統制(九、七〇)  
價格統制(九、七〇)

臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)

臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)

臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)  
臨時肥料配給統制法(九、九〇)

生產力擴充

日本製鐵株式會社(昭和八年)  
石油工業法(昭和九年)  
自動車製造事業法(昭和三年)

人造石油製造事業法(八、一五)  
帝國燃料工業株式會社法(五、三三)  
製鐵事業法(八、一三)  
臨時資金調整法(九、六八)

石油資源開發法(三、二八)  
重要礦物増產法(三、二九)  
工作機械製造事業法(三、三〇)  
航空機(三、二二)

電力管理(法七、七六)  
電力管理(法七、七六)  
電力管理(法七、七六)

硫酸アンモニア規則(三、一三)  
生產業統制規則(八、一五)  
農業水利臨時調整(全編)(五、一五)

臨時農地等管理(全編)(三、一四)  
樺太開發株式會社法(五、三〇)  
農地開發法(三、六二)  
帝國石油株式會社法(三、七三)

物資動員計畫

軍需工業動員法(正七年)

軍需工業動員法(九、八八)  
軍需工業動員法(九、八八)  
軍需工業動員法(九、八八)

工場事業場管理(全編)(三、一八)  
工場事業場管理(全編)(三、一八)  
工場事業場管理(全編)(三、一八)

總動員業務指定(全編)(七、二六)  
總動員業務指定(全編)(七、二六)  
總動員業務指定(全編)(七、二六)

陸軍工場事業場(五、三三)  
陸軍工場事業場(五、三三)  
陸軍工場事業場(五、三三)

陸軍工場事業場(五、三三)  
陸軍工場事業場(五、三三)  
陸軍工場事業場(五、三三)

製造制限

毛製品ステープル(一、一五)  
毛製品ステープル(一、一五)  
毛製品ステープル(一、一五)

毛製品ステープル(一、一五)  
毛製品ステープル(一、一五)  
毛製品ステープル(一、一五)

鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)

鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)

鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)

鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)  
鐵製工業設備ニ關スル(二、一五)

物資統制

製造制限

揮發油及アルコール通用法(三、九)

揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)

揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)

揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)

揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)

揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)  
揮發油及アルコール通用法(三、九)

註 (一)指振内ハ公布日及法令電報ニシテ、法ハ法律、勅ハ勅令、省令、陸海軍省令、農林省令、商工省令、海軍省令、印刷ハ其後ノ法令ニヨリ改定セラレタルモノナリ



は措置法第九條に依り濫職罪の主體と爲り得るも、前記第四十六條と同趣旨の法意に立脚し規定され居るに依り、前項掲記の如き指示ありたるものなるも、配給は莫荷の必然的歸結に屬するを以て、莫荷に規定ある以上配給に付致して贅文を要せざるものとの解釋も爲し得べく、斯かる事犯は法規解釋上若干の疑義包藏すと雖も、時局下高度の統制經濟檢察運用上此の種徒輩に與へる影響尠からず、斯かる檢察上の遺憾なき法規改正を切望す。

朝鮮に於ける最近の經濟犯罪の情況

目次

はしがき

- 第一 官吏及統制團體職員關係
  - 第二 食肉關係
  - 第三 生鮮食料品關係
  - 第四 纖維關係
  - 第五 酒關係
  - 第六 其他
- はしがき

本輯は朝鮮總督府法務局、高等法院及警務局發行の昭和十七年三月乃至七月迄の間の經濟情勢同犯罪情況報告により、朝鮮に於ける經濟犯罪の具體的事例を、調査蒐録したものである。此の事例により明らかなる如く朝鮮に於ても今日生活必需品を中心にして經濟犯罪が氾濫してゐるのである。又官吏及統制團體役員に付相當惡質なる犯罪が発生しつゝあることは注意を要する處である。重複を避くる爲調査の二項以上に關係せる事實も一ヶ所への掲載に止めて置いた。

第一 官吏及統制團體職員關係

一、京畿道練材製品亞鉛鐵板配給協議會囑託二名(鮮人)を針金及鐵線の開取引事件で取調中、前後三回に互り割當證明書十五枚を偽造發行の上全羅北道の機械商に手交し、その報酬として金千圓を收受したる餘罪發覺、引續き捜査中。(京畿道)

一、京城府中央卸賣市場青果部仲買人としての蔬菜類の卸賣業者五名は、在城各部隊に對する各種蔬菜類の納入方下命せられると客年四月一人當金六、二五〇圓宛計五〇、〇〇〇圓を出資し陸軍御用立組合を組織して京城府中央卸賣市場構内に事務所を置き同市場で調達しつゝあつたが莫大なる數量を調達することは不可能である爲軍當局より證明書の下附を受け全鮮各産地に出張買付に當つて來た處、軍を背景とする關係市場當局を初め關係業者より優先配給を受け或は其他關係當局より特別の便宜を供せられることを奇貨として、軍當局の下命がない物資に付いても下命のあつた證明書を冒用して軍當局を欺き多量の蔬菜類を買付、之を他に販賣し又軍より納入方命ぜられ

朝鮮に於ける最近の經濟犯罪の情況

司法省刑事局 編「昭和16年〜昭和23年刊」

# 経済月報

「新経済月報を含む」

全21巻・別冊1

表示価格は、全て税別

●復刻版概要—A5判・上製本・総頁数10、800頁

●刊行予定—第1回配本—第1巻〜第5巻「昭和16年7月〜12月」	本体価格 100,000円	2002年6月
ISBN4-8350-3375-2		
第2回配本—第6巻〜第10巻「昭和17年1月〜10月」	本体価格 100,000円	2002年11月
ISBN4-8350-3381-7		
第3回配本—第11巻〜第15巻「昭和17年11月〜18年10月」	本体価格 100,000円	2003年6月
ISBN4-8350-3427-9		
第4回配本—第16巻〜第21巻「昭和18年11月〜23年4月」	本体価格 120,000円	2003年11月
ISBN4-8350-3482-1		

●別冊—解題・総目次(全巻購入者には無料。別冊のみ分売可) 本体価格2、000円)

- 解題—①西田 美昭(金沢大学教授)「戦時下と敗戦直後の国民生活」(仮題)
- ②荻野富士夫(小樽商科大学教授)「経済司法」の戦前と戦後

●揃本体価格—全21巻・別冊1 420,000円+税

●誌名の変遷—「経済月報」昭和16年7月〜昭和19年9月

←「新経済月報」昭和21年4月〜昭和23年4月

## 「経済月報」解題・総目次

○解題—西田美昭・荻野富士夫

○A5判・並製本・150頁(予定)

○本体価格—2,000円+税

ISBN4-8350-3426-0

# 不二出版

〒113-0023 東京都文京区向丘1-1-11  
 TEL 03-3811-4433  
 FAX 03-3811-4464  
 振替 001601194084